

品川区地域生活支援拠点事業実施要綱

制定 平成 29 年 4 月 1 日 区長決定
要綱 第 6 2 号
改正 令和 2 年 3 月 3 1 日 部長決定
要綱 第 7 4 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本方針」(平成 18 年厚生労働省告示第 395 号)に定める地域生活支援拠点又は面的な体制(以下「地域生活支援拠点等」という。)を整備するために必要な事項を定めることを目的とする。

(事業内容)

第 2 条 地域生活支援拠点事業は、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障害児者の地域生活支援をさらに推進する観点から、地域における課題の解決を目指すものとし、次に掲げる業務を実施する。

(1) 障害児者の地域生活を支援するための総合的かつ柔軟に対応するための調整および確保に関する業務

- ア. 地域拠点相談支援センター等と連携した相談支援体制の確保
- イ. 居住系サービス事業所等と連携した体験の機会・場の確保
- ウ. 短期入所事業所等と連携した緊急時の受入れ・対応の確保
- エ. 地域自立支援協議会等と連携した専門的人材の確保・養成
- オ. 地域自立支援協議会等と連携した地域の体制づくり

(2) 障害児者の地域生活を支援するための体制整備のための検討および実施体制の確保に関する業務

- ア. 地域生活支援拠点の機能構築のための検討会
- イ. 地域生活支援拠点の実施体制を推進するための連絡会

(3) その他、区長が必要と認める業務

(地域生活支援拠点マネージャーの配置)

第 3 条 地域生活支援拠点の業務を効率的かつ効果的に実施するため、区が指定する以下の地域拠点相談支援センターに地域生活支援拠点マネージャーを設置する。

- (1) 品川区旗の台障害者相談支援センター
- (2) 品川区東品川障害児者相談支援センター

(3) 品川区南品川障害児者相談支援センター
(地域生活支援拠点マネージャーの業務)

第4条 地域生活支援拠点マネージャーは、第2条に定める業務を基本業務として行うものとする。

(事業の委託)

第5条 区長は、前条に定める事業の運営を、第3条に規定する地域拠点相談支援センターに委託する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉部長が別に定める。

付則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。